

大阪府生活環境の保全等に関する条例より抜粋

(平成22年3月改正により追加、同年4月1日施行)

<第81条の21の3>

知事は、土壌の管理有害物質による汚染の状況の調査及び汚染の除去等の措置(土壌法又はこの節の規定による調査及び措置を除く。以下それぞれ「自主調査」及び「自主措置」という。)の実施に関する指針(以下この条において「指針」という。)を定め、公表するものとする。

- 2 知事は、自主調査を実施しようとする者に対し、当該自主調査が指針に即して適切に実施されるよう必要な指導又は助言をすることができる。
- 3 知事は、自主調査を実施した者に対し、当該自主調査の結果の報告を求めることができる。
- 4 知事は、前項の報告に基づき必要があると認めるときは、当該報告を行った者に対し、汚染の除去等の措置について必要な指導又は助言をすることができる。
- 5 第二項の規定は自主措置を実施しようとする者について、第三項の規定は自主措置を実施した者について、前項の規定は自主措置の結果の報告を行った者について、それぞれ準用する。

土壌汚染対策法より抜粋

(平成21年4月改正により追加、平成22年年4月1日施行)

<指定の申請>

第十四条 土地の所有者等は、第三条第一項本文、第四条第二項及び第五条第一項の規定の適用を受けない土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合しないと思料するときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該土地の区域について同項又は第十一条第一項の規定(要措置区域又は形質変更時要届出区域の規定)による指定をすることを申請することができる。この場合において、当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

- 2 前項の申請をする者は、環境省令で定めるところにより、同項の申請に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査(以下この条において「申請に係る調査」という。)の方法及び結果その他環境省令で定める事項を記載した申請書に、環境省令で定める書類を添付して、これを都道府県知事に提出しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の申請があった場合において、申請に係る調査が公正に、かつ、第三条第一項の環境省令で定める方法により行われたものであると認めるときは、当該申請に係る土地の区域について、第六条第一項又は第十一条第一項の規定による指定をすることができる。この場合において、当該申請に係る調査は、土壌汚染状況調査とみなす。